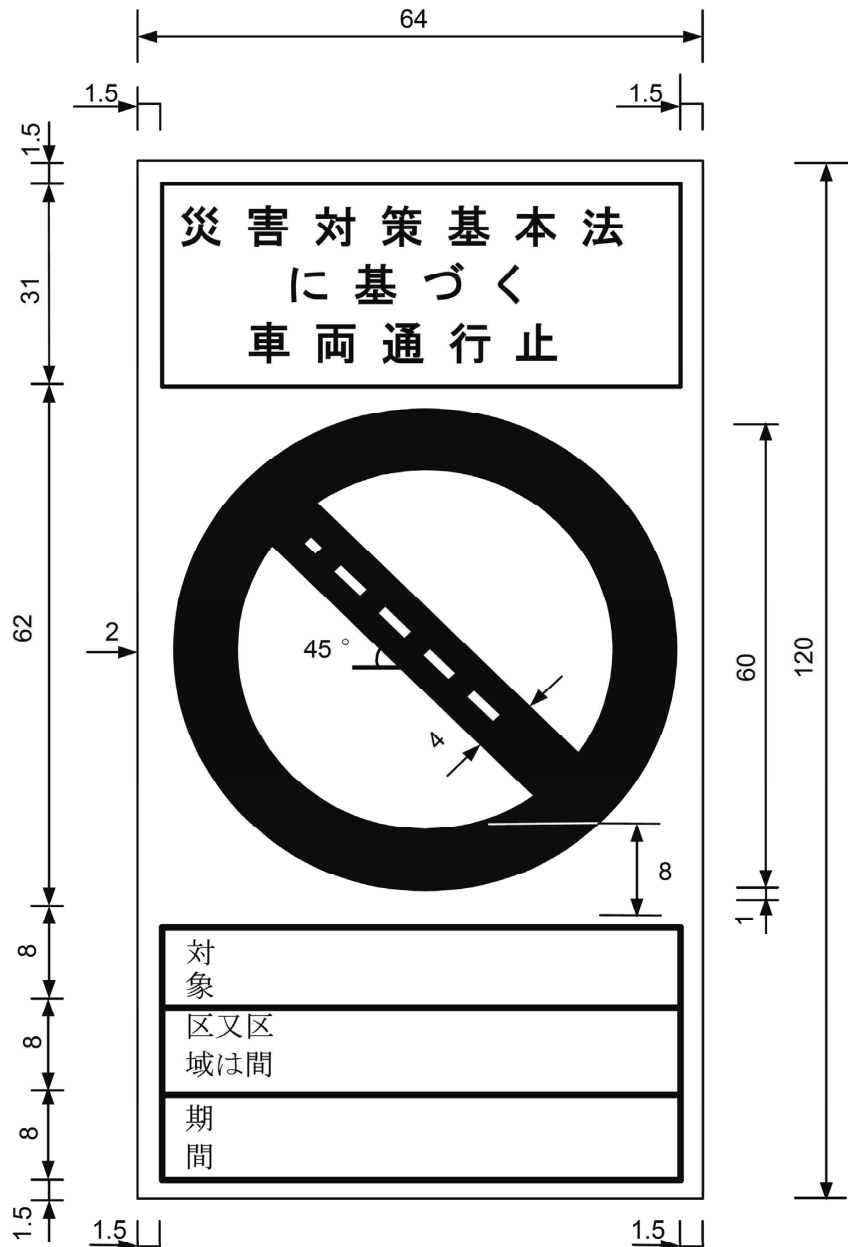


第24 交通輸送に関する資料

資料24-1 通行の禁止又は制限についての標示

様式1



- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期間」、「年」、「月」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書			
秋 田 県 公安委員会 ㊟			
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）

受付(交付) 番 号	番号標に標示 されている番号	使 用 者 氏 名	交付年月日	備 考
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書	災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証
秋田県公安委員会 殿 緊急通行車両等事前届出書 年月日 届出者住所 (電話) 氏名	左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年月日 秋田県 公安委員会
番号 車面の用途(緊急輸送を 行う車両にあっては、輸 送人員又は品名)	(注)1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制 が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に 提出して所要の手続きを受けてください。 2 届け出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合 には、警察署を経由して公安委員会に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を交換してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となった時 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
使用 者	
住 所 () 局 番 氏 名 出 発 地	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う 業務の内容を疎明する書類及び当該車両の自動車検査証 の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警 察署に提出してください。	

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

<p>災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用</p> <p style="text-align: center;">規 制 除 外 車 両 等 事 前 届 出 書</p> <p style="text-align: center;">秋田県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">届出者住所 (電話)</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>	<p>災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用</p> <p style="text-align: center;">規 制 除 外 車 両 等 事 前 届 出 済 証</p> <p style="text-align: center;">左記のとおり事前届出を受けたことを証する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">秋田県 公安委員会 (印)</p>
<p>番号標に表示されている</p> <p>車両の用途(緊急輸送を 行う車両)にあつては、輸 送人員又は品名)</p>	<p>(注)1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制 が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に 提出して所要の手続きを受けてください。</p> <p>2 届け出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合 には、警察署を経由して公安委員会に届け出て再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を交換してください。</p> <p>(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 緊急通行車両等が廃車となった時</p> <p>(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。</p>
<p>使 用 者</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">() 局 番</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p>	
<p>出 発 地</p> <p>(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う 業務の内容を疎明する書類及び当該車両の自動車検査証 の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警 察署に提出してください。</p>	

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号		年 月 日	
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書			
秋 田 県 公 安 委 員 会 ㊟			
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地		目 的 地
備 考			

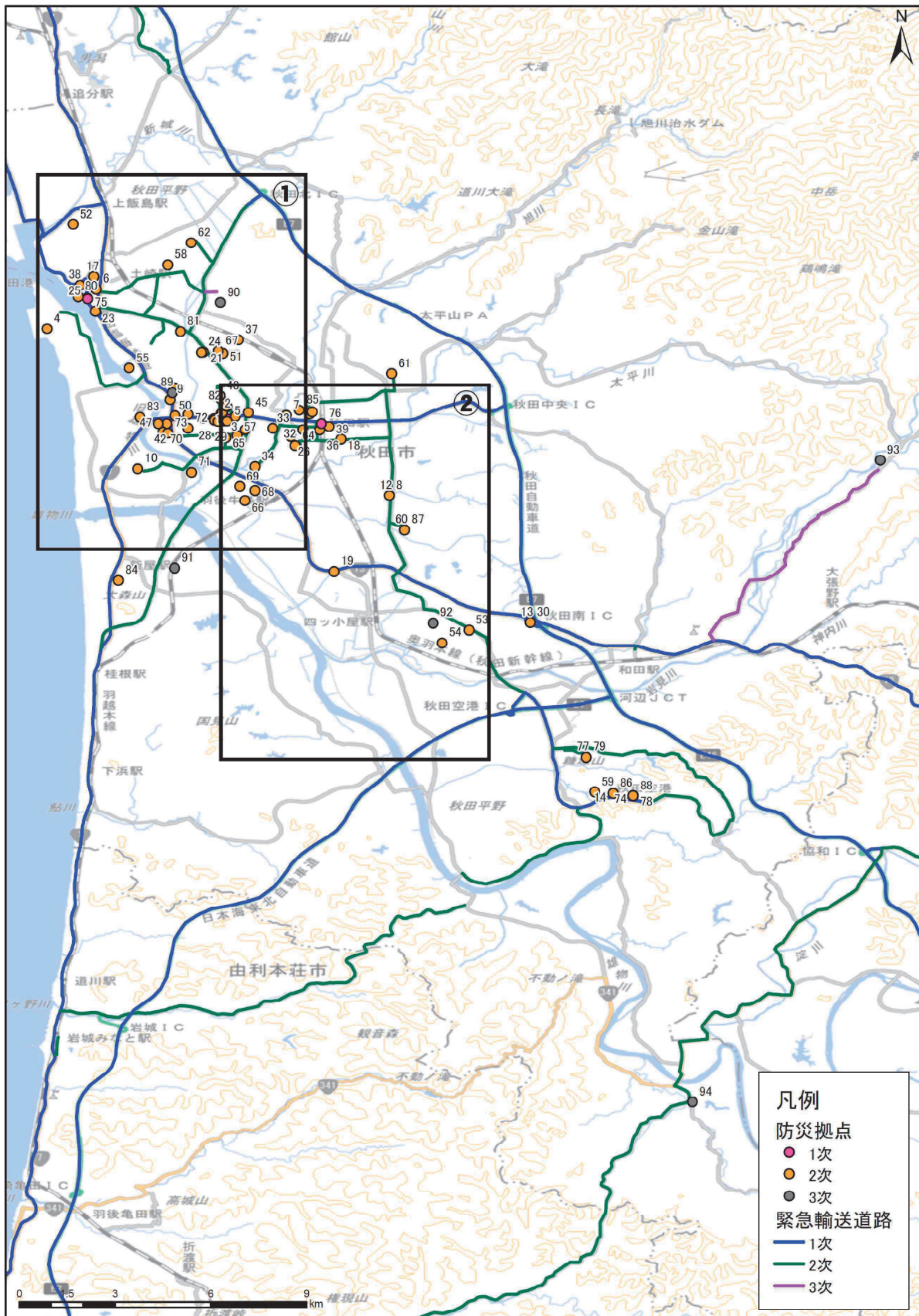
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 <p style="text-align: center;">緊 急 通 行 車 両 等 届 出 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 秋田県公安委員会 殿 <p style="text-align: center;">届出者住所 (電話) 氏名 ㊟</p>	
番号標に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	
使用者	住 所 <p style="text-align: center;">() 局 番</p>
	氏 名
通 行 日 時	
出 発 地	
備 考	(注) この届出書は1部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類及び当該車両の自動車検査証の写しを添付の上、出発地を管轄する警察署に提出してください。

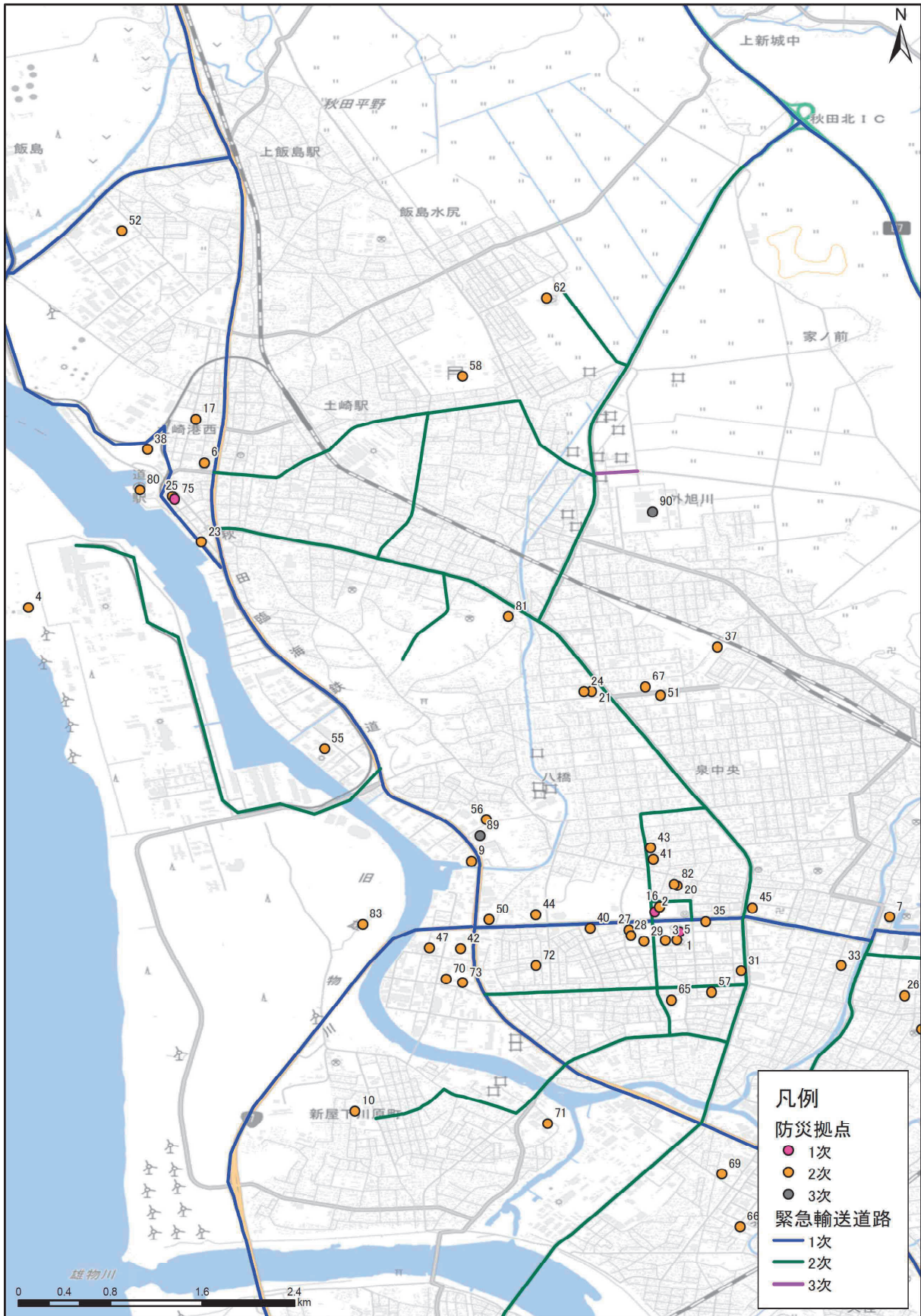
- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

資料 2 4 - 3 緊急輸送道路ネットワーク図

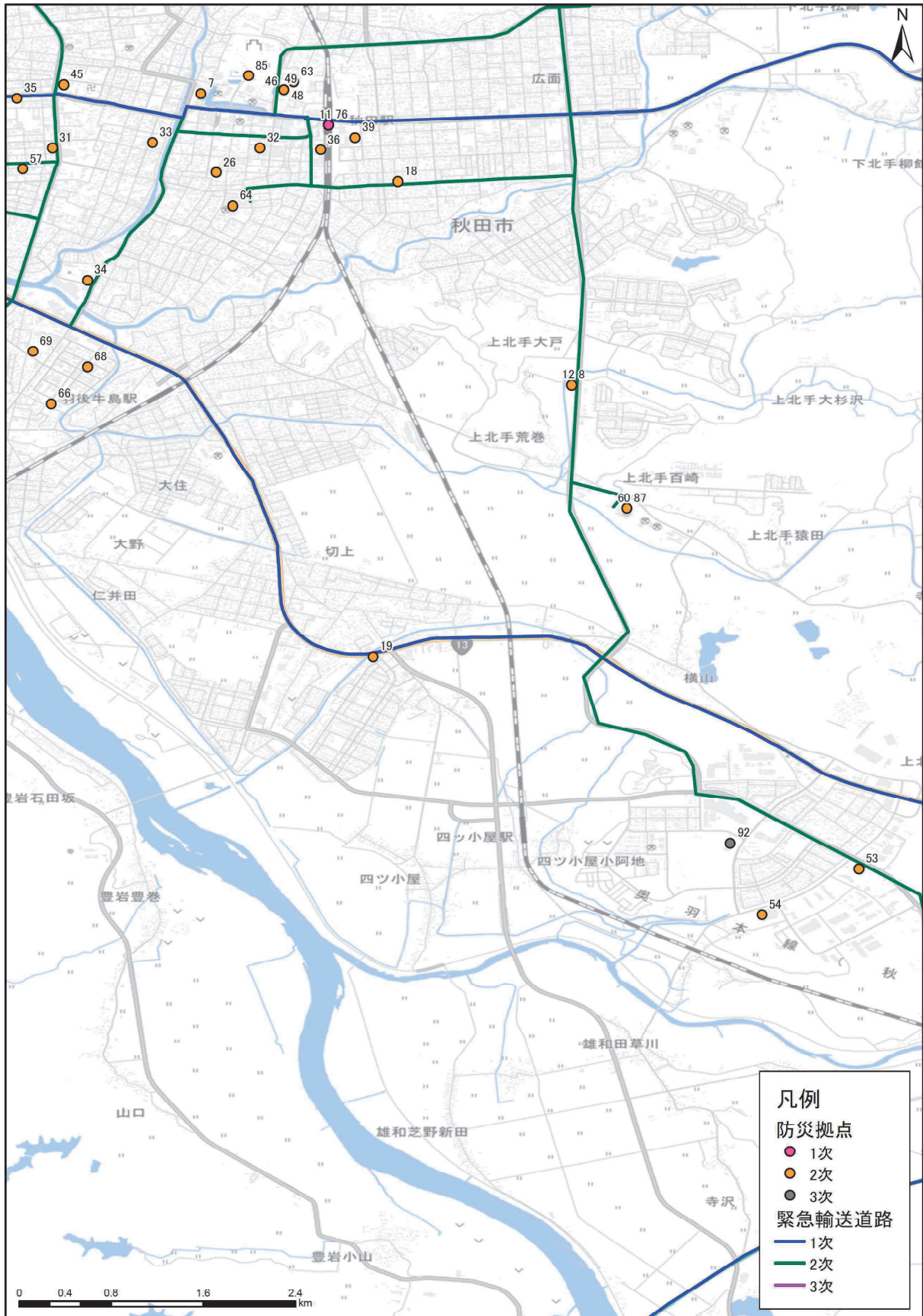
・秋田地域振興局管内



・秋田地域振興局管内（エリア①）



・秋田地域振興局管内（エリア②）



・秋田地域振興局管内 防災拠点一覧表

No	拠点種類	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点		
					1次	2次	3次
1	地方公共団体	県庁	秋田県庁（議会棟含）	秋田市山王4-1-1	●		
2	地方公共団体	市役所	秋田市役所	秋田市山王1丁目1	●		
3	地方公共団体	地域振興局	秋田地域振興局	秋田市山王4丁目1-2		●	
4	地方公共団体	下水処理センター	秋田臨海処理センター	秋田市向浜2丁目3-1		●	
5	警察機関	警察本部	秋田県警察本部	秋田市山王4丁目1-5		●	
6	警察機関	警察署	秋田臨港警察署	秋田市土崎港西3丁目1-8		●	
7	警察機関	警察署	秋田中央警察署	秋田市千秋明德町1-9		●	
8	警察機関	警察署	秋田東警察署	秋田市上北手百崎内山60-2		●	
9	警察機関	各隊	交通機動隊	秋田市八橋下八橋191		●	
10	警察機関	各隊	機動隊	秋田市新屋勝平台9		●	
11	警察機関	各隊	鉄道警察隊	秋田市中通7丁目1-2		●	
12	警察機関	各隊	機動捜査隊	秋田市上北手百崎内山60-2		●	
13	警察機関	各隊	高速道路交通警察隊	秋田市上北手古野大繋沢30-2		●	
14	警察機関	各隊	航空隊	秋田市雄和椿川山籠40-1		●	
15	消防機関	消防本部	秋田市消防本部	秋田市山王1丁目1-1		●	
16	消防機関	消防署	秋田消防署	秋田市山王1丁目1-1		●	
17	消防機関	消防署	土崎消防署	秋田市土崎港西4丁目2-10		●	
18	消防機関	消防署	城東消防署	秋田市東通6丁目16-16		●	
19	消防機関	消防署	秋田南消防署	秋田市御野場2丁目15-5		●	
20	指定行政機関等	国土交通省	秋田河川国道事務所	秋田市山王1丁目10-29		●	
21	指定行政機関等	国土交通省	秋田国道維持出張所	秋田市泉字登木73-3		●	
22	指定行政機関等	国土交通省	秋田空港・航空路監視レ ーダー事務所	秋田市雄和椿川山籠49		●	
23	指定行政機関等	国土交通省	東北地方整備局秋田港湾 事務所	秋田市土崎港西1丁目1		●	
24	指定行政機関等	国土交通省	秋田運輸支局	秋田市泉登木74-3		●	
25	指定行政機関等	国土交通省	秋田海上保安部	秋田市土崎港西1丁目7-35		●	
26	指定行政機関等	農林水産省	東北森林管理局	秋田市中通5丁目9-16		●	
27	指定行政機関等	農林水産省	東北農政局秋田県拠点	秋田市山王7-1-5		●	
28	指定行政機関等	財務省	秋田財務事務所	秋田市山王7丁目1-4		●	
29	指定行政機関等	厚生労働省	秋田労働局	秋田市山王7丁目1-3		●	
30	指定公共機関	NEXCO東日本	NEXCO東日本 秋田管理事 務所	秋田市上北手古野大繋沢30-2		●	

No	拠点種類	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点		
					1次	2次	3次
31	指定公共機関	東北電力	東北電力（株）秋田支店	秋田市山王5丁目15-6		●	
32	指定公共機関	NTT東日本	東日本電信電話（株）秋田支店	秋田市中通4丁目4-4		●	
33	指定公共機関	NTTドコモ	（株）NTTドコモ東北支社秋田支店	秋田市大町4丁目2-39		●	
34	指定公共機関	ガス	東部瓦斯（株）秋田支社	秋田市檜山川口境1-1		●	
35	指定公共機関	ガス	（一社）秋田県LPガス協会	秋田市山王3丁目1-7東カピタルディング7F		●	
36	指定公共機関	鉄道会社	東日本旅客鉄道（株）秋田支社	秋田市中通7丁目1-1		●	
37	指定公共機関	鉄道会社	日本貨物鉄道株式会社（東北支社秋田総合鉄道部）	秋田市泉菅野1丁目19-1		●	
38	指定公共機関	鉄道会社	秋田臨海鉄道株式会社	秋田市土崎港西一丁目12番6号		●	
39	指定公共機関	放送機関	日本放送協会秋田放送局	秋田市東通仲町4-2		●	
40	指定公共機関	放送機関	（株）秋田放送	秋田市山王7丁目9-42		●	
41	指定公共機関	放送機関	秋田テレビ（株）	秋田市八橋本町3丁目2-14		●	
42	指定公共機関	放送機関	秋田朝日放送（株）	秋田市川尻町大川反233-209		●	
43	指定公共機関	放送機関	（株）エフエム秋田	秋田市八橋本町3丁目7-10		●	
44	指定公共機関	放送機関	株式会社秋田ケーブルテレビ	秋田市 八橋南一丁目1-3		●	
45	指定公共機関	日本赤十字支部	日本赤十字社秋田県支部	秋田市旭北栄町1-5		●	
46	指定公共機関	秋田県医師会等	（一社）秋田県医師会	秋田市千秋久保田町6-6		●	
47	指定公共機関	秋田県医師会等	（一社）秋田県歯科医師会	秋田市川尻町大川反170-102		●	
48	指定公共機関	秋田県医師会等	（一社）秋田県薬剤師会	秋田市千秋久保田町6-6		●	
49	指定公共機関	秋田県医師会等	（公社）秋田県看護協会	秋田市千秋久保田町6-6		●	
50	指定公共機関	秋田県医師会等	秋田県厚生農業協同組合連合会	秋田市八橋南2丁目10-16		●	
51	指定公共機関	運送業	日本通運（株）秋田支店	秋田市泉北1丁目7-21		●	
52	指定公共機関	運送業	佐川急便株式会社（北東北支店秋田営業所）	秋田市飯島穀丁大谷地250		●	
53	指定公共機関	運送業	ヤマト運輸株式会社（秋田主管支店）	秋田市御所野湯本2丁目1-1		●	
54	指定公共機関	運送業	福山通運株式会社（秋田支店）	秋田市御所野湯本6丁目1-1		●	
55	指定公共機関	運送業	西濃運輸株式会社（秋田支店）	秋田市寺内神屋敷295-71		●	

No	拠点種類	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点		
					1次	2次	3次
56	指定公共機関	運送業	(公社) 秋田県トラック協会	秋田市寺内蛭根1丁目15-20		●	
57	指定公共機関	バス	秋田中央交通(株)	秋田市川元山下町6-12		●	
58	自衛隊	自衛隊	陸上自衛隊第21普通科連隊 秋田駐屯地	秋田市寺内將軍野1		●	
59	自衛隊	自衛隊	航空自衛隊秋田救難隊	秋田市雄和椿川山籠23-26		●	
60	災害医療施設	医療施設	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢22 2-1		●	
61	災害医療施設	医療施設	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面蓮沼44-2		●	
62	災害医療施設	医療施設	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋1丁目1-1		●	
63	災害医療施設	医療施設	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6-10		●	
64	災害医療施設	医療施設	中通総合病院	秋田市南通みその町3-15		●	
65	災害医療施設	医療施設	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4-30		●	
66	災害医療施設	支援医薬品集積 センター	株式会社メディセオ秋田	秋田市卸町4-9-5		●	
67	災害医療施設	支援医薬品集積 センター	株式会社バイタルネット秋田 支店	秋田市泉登木221-1		●	
68	災害医療施設	支援医薬品集積 センター	株式会社小田島秋田支店	秋田市卸町3丁目4-3		●	
69	災害医療施設	支援医薬品集積 センター	株式会社マルタケ秋田支店	秋田市卸町1丁目9-18		●	
70	災害医療施設	支援医薬品集積 センター	東邦薬品株式会社秋田営業所	秋田市川尻町大川反233-130		●	
71	災害医療施設	支援医薬品集積 センター	株式会社恒和薬品秋田営業所	秋田市新屋豊町3-21		●	
72	災害医療施設	支援医薬品集積 センター	株式会社スズケン秋田支店	秋田市山王沼田町6-5		●	
73	災害医療施設	赤十字血液セン ター	赤十字血液センター	秋田市川尻町大川反233-186		●	
74	備蓄集積拠点	空港	秋田空港管理事務所	秋田市雄和椿川山籠49	●		
75	備蓄集積拠点	重要港	秋田県秋田港湾事務所	秋田市土崎港西1丁目7	●		
76	備蓄集積拠点	秋田駅	秋田駅	秋田市中通7丁目1-2	●		
77	備蓄集積拠点	広域防災拠点(一 次物資集積拠点)	県立中央公園スカイドーム	秋田市雄和椿川駒坂台4-1		●	

No	拠点種類	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点		
					1次	2次	3次
78	備蓄集積拠点	広域防災拠点（航空搬送拠点臨時医療施設）	秋田空港	秋田市雄和椿川字山籠49		●	
79	備蓄集積拠点	広域防災拠点（集結場所・ベースキャンプ）	県立中央公園運動広場	秋田市雄和椿川駒坂台4-1		●	
80	備蓄集積拠点	道の駅	道の駅 あきた港	秋田市土崎港西1丁目9-1		●	
81	備蓄集積拠点	広域避難地	高清水公園	秋田市寺内字高野		●	
82	備蓄集積拠点	広域避難地	八橋運動公園	秋田市		●	
83	備蓄集積拠点	広域避難地	秋田カントリークラブ	秋田市新屋町砂奴寄5-1		●	
84	備蓄集積拠点	広域避難地	大森山公園	秋田市浜田		●	
85	備蓄集積拠点	広域避難地	千秋公園	秋田市千秋公園		●	
86	備蓄集積拠点	備蓄倉庫	中央地区防災備蓄倉庫	秋田市雄和椿川山籠40-1		●	
87	ヘリポート	ヘリコプター常駐場	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢22-1		●	
88	ヘリポート	ヘリコプター常駐場	秋田空港	秋田市雄和椿川字山籠49		●	
89	二次物資集積拠点		秋田市立体育館	秋田市八橋本町六丁目12番20号			●
90	二次物資集積拠点		秋田市中央卸売市場	秋田市外旭川字待合28番地			●
91	二次物資集積拠点		西部体育館	秋田市新屋鳥木町2番55号			●
92	二次物資集積拠点		秋田テルサ	秋田市御所野地藏田三丁目1番1号			●
93	指定避難所		秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34-1			●
94	指定避難所		秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62-2			●

資料 2 4 - 4 臨時ヘリポート設定基準

(1) ヘリポート設定基準

ア 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積

	標 準	応 急
<p>小 型 (OH-6)</p>		
<p>中 型 (BK-117c-1) (UH-1) (UH-60J)</p>		
<p>(大 型) CH-47</p>		

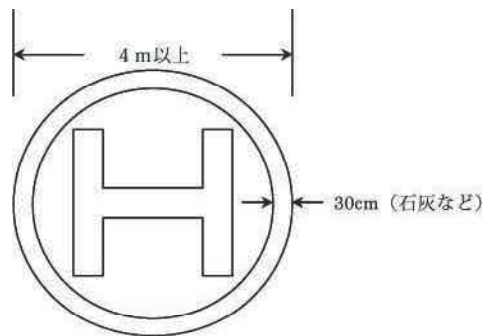
- (注1) 発着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点
- (2) 無障害地帯とは、離着に障害とならない地域
- (3) 夜間については、発着場に簡易な照明必要

〈地表面〉

- (ア) 舗装された場所が最も望ましい。
- (イ) グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること。
(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う。)
- (ウ) 草地の場合は硬質低草地であること。

イ. 着陸点

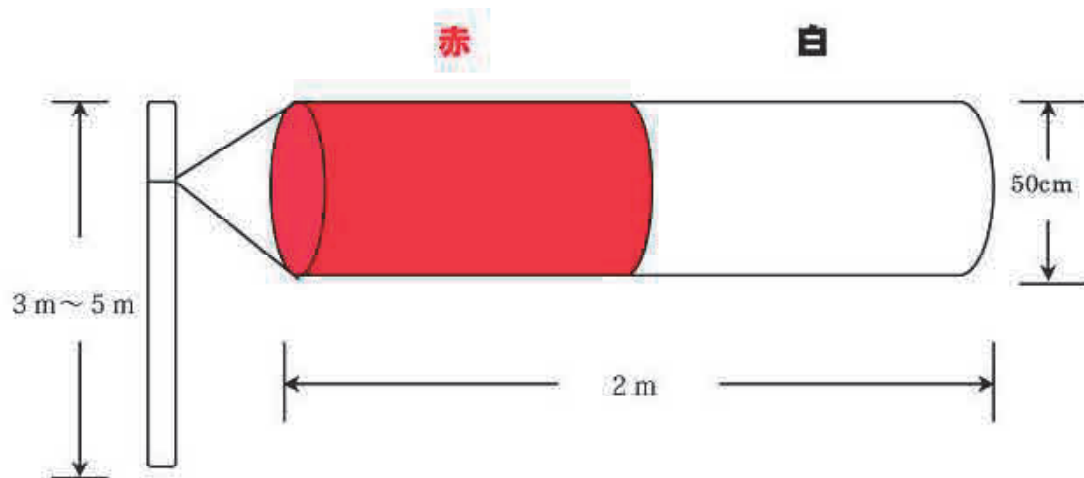
着陸点（直径30m）のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の正円を描き、中央にH記号を風と平行方向に向けて標示する。



ウ. 着陸帯付近

着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所に吹き流し、又は旗を立てる。

- (ア) 布製
- (イ) 風速25m/秒程度に耐えられる強度
- (ウ) 吹き流しが無い場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚
- (エ) 救急車など、車両の出入りの便がよい場所であること。
- (オ) 電話など、通信手段の利用が可能であること。



資料 2 4 - 5 臨時ヘリポート設定場所

(県消防防災航空隊)

番号	臨時離発着場名称	住所	緯度・経度 (世界測地系)
1	秋田赤十字病院ヘリポート	上北手猿田苗代沢222-1	N39度41分14秒 E140度09分04秒
2	旧秋田空港	新屋町字下川原地内	N39度42分18秒 E140度03分47秒
3	秋田大学病院グラウンド	本道一丁目1-1	N39度43分58秒 E140度09分04秒
4	さきがけ八橋球場	八橋運動公園1-7	N39度43分12秒 E140度05分49秒
5	県立大学秋田キャンパス 陸上競技場、野球場	下新城中野字街道端西 241-438	N39度47分55秒 E140度02分51秒
6	秋田厚生医療センターヘリポート	飯島西袋1-1-1	N39度45分59秒 E140度05分34秒
7	秋田大学野球場	手形学園町地内	N39度43分48秒 E140度07分59秒
8	太平山スキー場オーパス駐車場	仁別字蛇馬目沢地内	N39度47分15秒 E140度13分10秒
9	岩見三内中グラウンド	河辺三内字外川原39	N39度42分30秒 E140度17分15秒
10	河辺小グラウンド	河辺和田字岡村164	N39度39分29秒 E140度13分59秒
11	戸島小グラウンド	河辺戸島字本町123	N39度38分30秒 E140度11分52秒
12	秋田県健康増進交流センター緑地広場	河辺三内字丸舞1-1	N39度44分20秒 E140度19分03秒
13	旧大正寺小グラウンド	雄和新波字赤沢32-8	N39度31分35秒 E140度14分06秒
14	雄和中グラウンド	雄和石田字蟹沢40	N39度35分34秒 E140度10分18秒
15	旧産業会館跡地	中通一丁目43	N39度43分03秒 E140度07分07秒

資料 2 4 - 6 指定拠点施設一覧表

市域における緊急輸送道路ネットワーク計画の「指定拠点」は、以下のとおりである。

1 指定地方行政機関等

国土交通省	秋田河川国道事務所、秋田国道維持出張所、秋田空港・航空路監視レーダー事務所、秋田港湾事務所、秋田運輸支局、秋田海上保安部
財 務 省	秋田財務事務所
農林水産省	東北森林管理局、東北農政局秋田県拠点
厚生労働省	秋田労働局
防 衛 省	陸上自衛隊第21普通科連隊秋田駐屯地、航空自衛隊秋田救難隊
文部科学省	秋田大学医学部附属病院

2 指定公共機関、指定地方公共機関等

道 路	東日本高速道路秋田管理事務所
電 力	東北電力秋田支店、各営業所
電 話	NTT東日本 秋田支店、NTTドコモ東北支社秋田支店
都 市 ガ ス	東部瓦斯 秋田支社
L P ガ ス	秋田県LPガス協会
鉄 道	JR東日本秋田支社、日本貨物鉄道(東北支社秋田総合鉄道部)、秋田臨海鉄道
放 送 局	NHK秋田放送局、ABS 秋田放送、AKT 秋田テレビ、AAB 秋田朝日放送、エフエム秋田、秋田ケーブルテレビ
医 療	日本赤十字社秋田県支部、秋田県医師会、秋田県歯科医師会、秋田県薬剤師会、秋田県看護協会、秋田県厚生農業協同組合連合会
運 輸	日本通運秋田支店、佐川急便 北東北支店秋田営業所、ヤマト運輸 秋田主管支店、福山通運 秋田支店、西濃運輸 秋田支店、秋田県トラック協会、秋田中央交通
郵 便	日本郵便(株)
金 融	日本銀行秋田支店
土 地 改 良	秋田県土地改良事業団体連合会
農 業	秋田県厚生農業共同組合連合会

3 地方公共団体

県の施設	県庁（議会棟含）、地方総合庁舎（地域振興局）、港湾事務所、消防学校、空港管理事務所
警察	警察本部、警察学校、警察署、運転免許センター、交通機動隊、機動隊、鉄道警察隊、機動捜査隊、高速道路交通警察隊、航空隊、交番
市町村役場	秋田市役所
消防	消防本部、消防署、分署・出張所

4 救援物資等備蓄・集積場所

区分	所在地	施設数	名称	所管事務所等
港湾	秋田市	1	秋田港	秋田県秋田港湾事務所
空港	秋田市	1	秋田空港	秋田空港管理事務所
駅前広場	秋田市	1	秋田駅	

5 広域避難場所

区分	所在地	施設数	名称
広域避難地	秋田市	5	高清水公園、八橋運動公園、秋田カントリークラブ、大森山公園、千秋公園

6 医療機関等

区分	所在地	施設数	名称
総合救急	秋田市	6	秋田赤十字病院、秋田大学医学部附属病院、秋田厚生医療センター、県立脳血管研究センター、中通総合病院、市立秋田総合病院
その他	病院、医院、診療所、整骨等医療施設		

7 臨時ヘリポート

- (1) グラウンド（小学校、中学校、高等学校）
- (2) 公営陸上競技場
- (3) 野球場
- (4) 広場
- (5) その他

8 一次避難地

- (1) グラウンド（小学校、中学校、高等学校）
- (2) 公園
- (3) 競技場
- (4) 野球場
- (5) 広場
- (6) その他